

令和5年7月 定例教育委員会 議事録

日 時 令和5年7月24日（月）開会17時37分
閉会18時38分

場 所 5階大会議室

出席者 教育長 寺岡 悌二
教育委員 福島 知克（教育長職務代理者）
教育委員 山本 隆正（議事録署名委員）
教育委員 新谷 なをみ
教育委員 松浦 倫
教育委員 田中 淳子

事務局職員 教育部長 古本 昭彦
教育部次長 稲尾 隆
教育政策課長 森本 悦子
学校教育課長 松丸 真治
社会教育課長 姫野 淳子
教育政策課参事 吉武 功二
教育政策課参事 浅井 建二
学校教育課参事兼教育相談センター所長
宮川 久寿
学校教育課参事（共生社会実現・部落差別解消推進課参事併任）
縄田 早苗
社会教育課参事兼図書館長 西澤 和江
教育政策課教育政策係長 加藤 雄海
教育政策課指導主事 佐藤 元昭

傍聴人 0名

議事日程 第1 議事録署名委員の指名について
第2 別府市奨学金に関する条例施行規則の一部改正について
【議第33号】
第3 令和6年度使用別府市立学校教科用図書の採択について
【議第34号】 ※非公開
第4 別府市費負担職員人事原案について【議第35号】 ※非公開

その他 (1) 別府市立学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定について
(2) 別府市公民館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定について
(3) 別府市野口ふれあい交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定について
(4) 8月定例教育委員会の開催日程について

議 事 録

◎ 開 会

寺岡教育長 ただいまより令和5年7月の定例教育委員会を開会いたします。

◎ 議事録署名委員の指名について

寺岡教育長 はじめに、議事日程第1、議事録署名委員の指名につきましては、本日は山本委員にお願いいたします。
本日の議事のうち、議事日程第3、議第34号 令和6年度使用別府市立学校教科用図書の採択については、別府市教育委員会会議規則第6条第1項の規定により非公開とすることを提案いたします。
お諮りいたします。この案件を非公開とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。出席者の3分の2以上でありますので、これを非公開とします。また、これにより審査順序を入れ替えたいと思います。議事日程第3、議第34号 令和6年度使用別府市立学校教科用図書の採択についての審議を最後に行います。

◎ 別府市奨学金に関する条例施行規則の一部改正について

寺岡教育長 それでは議事に入ります。議事日程第2、議第33号 別府市奨学金に関する条例施行規則の一部改正について提案しますので、事務局から説明いたします。

学校教育課長 議案書の1ページをご覧ください。議第33号につきましては、規定により議決を求めるものでございます。
3ページをご覧ください。本件は、奨学生の資格の認定方法及び保証人の要件の見直しに伴い規則の一部を改正するもので、主な改正内容は2つあります。3ページの新旧対照表をご覧ください。1つ目は第2条、資格の認定です。改正案では、現行第2号の学業優秀の基準を削除しております。近年、経済格差による学力格差が言われており、不登校等も含め、十分な学力を身に付けていない状況もあります。そのため、学校から提出された奨学生推薦調書を総合的に判断して、奨学金を必要とする生徒に対して交付できるようにするためです。2つ目は第7条、保証人についてです。改正案では、現行の「資産48万円以上を有し」を、他市の施行規則を参考に「奨学金の返還について責任を負うことができる」に変更しております。本規則は教育委員会議決後、令和5年8月1日に施行する予定です。以上でございます。

寺岡教育長 ただいま学校教育課長より説明がございました。これより質疑を行います。

教育委員の皆様、何かございますでしょうか。

山本委員 この奨学金は高校進学でしょうか。大学進学というのも入ってくるのでしょうか。

学校教育課長 高校進学と大学進学も入っております。

山本委員 今回の改正には関係ないですけど、今年の4月から成人年齢が18歳に引き下げになりましたね。この対照表の第7条、保証人の2「連帯保証人のうち1人は、奨学生の親権者又は後見人とする。」という文章がありますが、通常は高校3年生の途中で18歳になって、法律上は成人してしまって親権者が存在しなくなるんです。高校進学するときには問題ないと思いますが、大学進学するときには関係あるかと思いますが、これは改正しないのかなという疑問でございます。

学校教育課長 この件につきましては今回触れてなかったものですから、今後検討させていただきます。ありがとうございます。

山本委員 場合によっては親権者ではなくて父母、という形で書いている文面もありました。

学校教育課長 ありがとうございます。再度検討して、改正するようであればまたお願いいたします。

寺岡教育長 その他はございませんか。では、他に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第33号は原案に対し議決することにご異議ございませんか。

※異議なし

寺岡教育長 ご異議もないようでございますので、議第33号は議決することに決定いたしました。

◎ その他（1）

寺岡教育長 次にその他の項に入ります。その他（1）別府市立学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定について、事務局から説明いたします。

教育政策課長 議案書5ページをお開きください。条例の施行期日を定める別府市規則の制定についてご説明いたします。
令和5年3月議会において、別府市立学校の屋内体育館に空調設備を設置するため、その使用料を定める規則の一部改正の議決をいただいたところです。現在、先行する4施設の工事が順調に進んでおりまして、9月1日

から供用開始、空調設備の使用料を徴収するため、条例の施行期日を9月1日とするものでございます。説明は以上です。

寺岡教育長 ただいま教育政策課長より説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。

新谷委員 体育館はいろんな団体の方が使用の申請にいらっしゃいますが、使用料にプラスで空調設備使用料が発生するという点でよろしいですか。

教育政策課長 はい、そのとおりです。3月議会で議決いただいた条例では、冷暖房設備の1時間の使用料を500円ということで、料金設定を提案して既に議決をいただいております。

山本委員 適切な温度設定というのは想定されているのでしょうか。

教育政策課長 温度設定に関しては、まだ全体をなべて何度に設定するという協議はしていないのですが、例えば東山と別府中央小学校では気温が違うと思いますので、その辺りはまた現場と協議しながら適切な温度について協議してみたいと思います。

山本委員 同じところでもこの温度じゃ寒い暑いとか、窓際で日が当たるともっと下げしてほしいとかいろんな要望が多分出てくると思います。ただ、あまり極端に下げられると空調代が大変になると思いますので。

教育政策課長 ありがとうございます。現在公共施設での適正温度というものがありますので、やはりそこをベースに、地域差、あるいは運動の量ですとか人数によって、幅の設定をするのが適切かなと考えております。また改めてご報告の機会をいただければと思います。

寺岡教育長 その他はございませんか。では、他に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切りたいと思います。

◎ その他(2)(3)

寺岡教育長 次にその他(2)別府市公民館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定についてと、その他(3)別府市野口ふれあい交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定については、一括して事務局から説明いたします。

社会教育課長 議案書の6ページ及び7ページをお願いします。別府市公民館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則につきましては、8月1日から北部地区公民館集会室において冷暖房使用料の徴収が開始されることに伴いまして、条例を8月1日から施行するということを定めるものでございます。また、別府市野口ふれあい交流センターの設置及び管理に関する条

例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則につきましては、9月1日から野口ふれあい交流センター体育室の冷暖房使用料の徴収が開始されることに伴いまして、条例を9月1日から施行するということを定めるものでございます。なお、その他の地区公民館体育室の空調設備につきましては、令和6年度に行われる予定です。以上でございます。

寺岡教育長 ただいま社会教育課長より説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。では、特に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切りたいと思います。

◎ その他（4）

【概要】 ※令和5年8月定例会教育委員会の開催日程について、令和5年8月24日（木）17：30より開催することが決まった。

◎ 令和6年度使用別府市立学校教科用図書採択について ※非公開

寺岡教育長 ここからは非公開となります。関係者以外の方は、申し訳ありませんがご退席をお願いいたします。

※関係者以外退席

寺岡教育長 それでは議事に戻ります。議事日程第3、議第34号 令和6年度使用学校教科用図書の採択について提案しますので、事務局から説明いたします。

以下非公開

寺岡教育長 ここで追加議案がございます。お配りしました追加議案の議事日程第4 議第35号について議事に加えたいと思いますが、よろしいでしょうか。

※異議なし

寺岡教育長 議事日程第4 議第 35 号、別府市費負担職員人事原案については、別府市教育委員会会議規則第6条第1項の規定により非公開とすることを提案いたします。
お諮りいたします。この案件を非公開とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。出席者の3分の2以上でございますので、これを非公開といたします。

◎ 別府市費負担職員人事原案について ※非公開

寺岡教育長 それでは議事日程第4、議第 35 号 別府市費負担職員人事原案について提案しますので、事務局から説明いたします。

以下非公開

◎ 閉会

寺岡教育長 以上をもちまして、令和5年7月定例教育委員会を閉会いたします。本日はお疲れさまでした。

・発言の内容について、単純ミスと思われる字句、重複した言葉づかい等を整理の上作成しています。